

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第100号）（保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課）

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成25年法律第103号）の施行により薬事法の一部が改正されることに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成25年法律第103号）の施行の日から施行することとしました。

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第(00)号

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表薬事法の項中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改める。

附 則

この条例は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成25年法律第103号）の施行の日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)